

居住サポート住宅等の供給促進に向けた調査・検討事業  
を実施する者の公募について

令和8年 3月 5日  
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

※本事業に係る契約締結は、当該事業に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提となります。令和8年度予算の国会における審議状況により、契約締結時期、業務内容等の変更があり得ることを、あらかじめご了承ください。

1. 事業概要

(1) 事業名

居住サポート住宅等の供給促進に向けた調査・検討事業

(2) 事業目的

令和7年10月、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、居住支援法人等による安否確認や緩やかな見守りなどのサポートを行う賃貸住宅（以下「居住サポート住宅」という。）を認定する制度が開始されたところである。居住サポート住宅の認定等と制度活用を推進するため、賃貸人や入居希望者等が物件情報の申請や検索、閲覧等を円滑に行えるよう環境整備を行うとともに、地方公共団体や事業者の判断に資するよう居住サポート住宅の情報等を用いた供給動向等を調査・分析し、居住サポート住宅に係る情報提供を適切に行うことが重要である。また、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）についても、居住サポート住宅における検討内容を活用し、適切な情報提供を行うための更なる環境整備を行うことが重要である。

本事業は、居住サポート住宅及びセーフティネット住宅（以下「居住サポート住宅等」という。）について、賃貸人や入居希望者等が居住サポート住宅等に係る物件情報を容易に申請・検索・閲覧等を行うことができる環境を整備するため、また、地方公共団体が居住サポート住宅等を審査する場合に円滑に判断を行うことができるような情報の提供、環境整備のため、セーフティネット住宅の事例等も踏まえ、調査検討を行うものである。

(3) 事業内容

- 1) 居住サポート住宅等に係る物件情報の提供についての環境構築に係る調査検討

- 2) 地方公共団体が居住サポート住宅等を審査する場合に円滑に判断を行うことができるような情報の提供、環境整備のための調査検討

#### (4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和8年4月上旬 ～ 令和9年3月31日

### 2. 対象事業者の要件

#### (1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

#### (2) 技術能力に関する要件

- インターネットにより、消費者が利用しやすい環境を整備するための技術力を有すること。
- 事業を的確に遂行する体制を有すること。

#### (3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局等

- 1) 担当部局 国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 企画計画係
- 2) 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
- 3) 電 話 03-5253-8111 (内線 39-335、39-334)
- 4) 電子メール hqt-jubi.kikaku@ki.mlit.go.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 期間 令和8年3月5日(木)から令和8年3月19日(木)まで
- 2) 場所 上記担当部局
- 3) 方法 上記担当部局にて電子媒体で交付  
説明書の交付を申請した際は、着信を確認すること。

#### (3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- 1) 期限 令和8年3月19日(木) 18時00分まで
- 2) 場所 上記担当部局
- 3) 方法 電送(電子メール)

なお、提出時は、以下の規定によることとし、その到着を確認すること。

- ・データ形式はPDFとする。なお、担当部局が、他の形式による提出を求めた場合は、その形式とする。
- ・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること。

### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄する。
- (7) 詳細は説明書による。